

## 吉見町公共工事等前金払等事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町が発注する工事等の契約にあたり吉見町会計規則（昭和44年吉見村規則第2号）第48条の2の規定に基づく前金払及び第48条の3の規定に基づく部分払について、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 町が発注する1件の設計金額が500万円以上の建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定するものをいう。以下「工事」という。）及び1件の設計金額が300万円以上の工事の設計、調査又は測量（以下「設計等」という。）とする。

(前金払の額)

第3条 前金払の額は、契約金額の100分の40（設計等にあつては100分の30）以内の額とし、10万円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

2 継続費及び債務負担行為に基づく2年度以上にわたる契約における前金払は、当該継続費等の各会計年度の年割額等に相当する部分の金額に対して行うものとする。

3 繰越明許費に基づく翌年度にわたる契約の前金払は、契約締結当初の契約金額に対して行うものとする。

(前金払の請求)

第4条 前金払を受けようとする者は、契約締結の日（前条第2項及び第3項の契約における前金払のうち、2年度目以降に支払いを受けるものにあつては、当該契約に基づく各年度の初日）から起算して30日以内に前金払請求書（様式第1号）に公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社との工事等の完成時期を保証期限とした、同条第5項に規定する保証契約に係る保証証書を添えて町長に提出しなければならない。

2 町は、当該請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認める場合は、その支払期限を延長することができる。

(前払金の変更)

第5条 工事及び設計等の内容の変更等の理由により契約金額が著しく増額された場合においては、その増額後の契約金額の100分の40（設計等にあつては100分の30）に基づく前払金額から既に支払った前払金額を差し引いた額の不足額を変更契約日から30日以内に支払を請求することができる。この場合においては、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を町長に提出しなければならない。

2 工事及び設計等の内容の変更等の理由により契約金額が著しく減額された場合においては、既に支払った前払金額が減額後の契約金額に100分の50（設計等にあつては100分の40）を乗じて得た金額を超えたときは、超過額を変更契約日

から14日以内に返還しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認める場合は、その支払期限を延長することができる。この場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに町に提出しなければならない。

- 3 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、当事者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、契約金額が減額された日から10日以内に協議が整わない場合には、町長が定め、前払金を返還すべき者に通知する。
- 4 前払金を返還すべき者が第2項に規定する期間内に同項の超過額又は前項の返還すべき超過額の全額を返還しなかったときは、その未返還額につき、第2項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの日数に応じ、契約締結の日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて得た金額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）を遅延利息として徴収することができる。
- 5 工事及び設計等の内容の変更等の理由により工期を延長した場合においては、遅滞なくその旨を保証事業会社に通知するものとする。

（前払金の使途制限）

第6条 前払金の使途は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 工事においては、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料又は購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料。
- (2) 設計等においては、当該業務の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料。ただし、機械器具の賃借料、交通通信費及び修繕費にあつては、測量に限るものとする。

（解除に伴う措置）

第7条 前払金が未完済で完成の見込みのない工事及び設計等について契約を解除する場合は、前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

（部分払の対象）

第8条 町が発注する工事で継続費及び債務負担行為に基づく2年度以上にわたるものを対象とする。

（部分払の額）

第9条 部分払の額は、吉見町契約規則（昭和41年吉見村規則第4号）第21条の規定に基づき、次により計算して得た額以内とし、10万円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

部分払額 ≤ 既済部分の代価 × (9 / 10 - 前払金額 / 契約金額)

（部分払の請求）

第10条 部分払を受けようとする者は、出来高確認申請書（様式第2号）を提出し、町の出来高検査に合格した後、部分払請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町は、当該請求を受けた日から14日以内に支払わなければならない。ただし、町が特別の理由があると認める場合は、その支払期限を延長することができる。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、その他必要な事項は町長が、別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

## 前金払請求書

年 月 日

吉見町長 様  
住 所  
請求者 商号又は名称  
代表者氏名

吉見町公共工事等前金払等事務取扱要領第4条の規定により、下記工事及び設計等の保証事業会社の保証証書を添えて請求します。

記

工 事 名 業 務 名	
工 事 場 所 委 託 箇 所	
契 約 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
契 約 金 額	金 円
前 金 払 請 求 金 額	金 円
振 込 先	銀行 本店 金庫 支店 組合 支所 出張所
口 座 番 号	普通・当座 No.
フリガナ 口座名義人	
備 考	

## 出来高確認申請書

年 月 日

吉見町長 様

住 所  
申請者 商号又は名称  
代表者氏名

吉見町公共工事等前金払等事務取扱要領第10条の規定により、下記工事の部分払のための出来高検査をお願いします。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 金 額	年 月 日から 年 月 日まで
契 約 金 額	金 円
理 由	
出来高内訳 及び数量	別紙のとおり

## 部分払請求書

年 月 日

吉見町長 様

住 所

請求者 商号又は名称

代表者氏名

吉見町公共工事等前金払等事務取扱要領第10条の規定により、下記工事の出来高検査に合格したので請求します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
契 約 金 額	金 円
前 金 払 額	金 円
部 分 払 請 求 金 額	金 円
振 込 先	銀行 金庫 組合 本店 支店 支所 出張所
口 座 番 号	普通・当座 No.
フリガナ 口座名義人	